

調査委託業務仕様書

※本一般競争入札は、令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがあります。

1. 委託業務名：令和8年度海域保全対策事業調査委託業務

2. 目的

本業務は、持続可能な沖縄の発展を目指すため、海域保全に向けた環境調査を行う。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）

4. 調査対象地域

沖縄島北部東海域（宜野座村惣慶～名護市天仁屋）

5. 調査項目

本業務は次の3項目の調査等により構成する。

- (1) 水質調査
- (2) 濁度等連続観測調査
- (3) 赤土等堆積状況調査

6. 調査内容

(1) 水質環境調査

① 検体の採取及び分析

受託者は、別に指示する場合を除き、検体の採取及び分析を行うこと。なお採水部位は、原則として表層水（海面下 0.5 m）とする。

② 調査地点

10 地点（内、2 地点は濁度等連続観測地点）

調査地点は別表1及び別表2のとおり、宜野座村惣慶～名護市天仁屋の地先海域の10地点を予定しているが、必要に応じて調査地点の変更等を行う可能性があるため、環境保全課と協議の上、決定する。

③ 調査回数

計 7 回

令和 8 年 5 月から令和 9 年 2 月の期間で 7 回、採水すること。ただし、調査の間隔については、環境保全課と調整の上、決定すること。なお、必要に応じて調査時期等の変更を行う可能性がある。

また、各調査とも原則、天候が安定した日に行うこととする。

④ 分析項目及び検体数

次に掲げる水質項目を分析すること。

項目	検体数	項目	検体数
水素イオン濃度(pH)	70	n-ヘキサン抽出物質	70
溶存酸素量(DO)	70	大腸菌数	70
化学的酸素要求量(COD)	70	全リン濃度	70
浮遊物質(S S)	70	全窒素濃度	70
濁度	70	クロロフィル a	70

※検体数の考え方：(水質調査採水地点) 10 地点×7 回=70 検体

⑤ 測定方法

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)に定められた測定方法による。

ただし濁度は、JIS K 0101 9.4 の方法、もしくは、上水試験法 IV-1 3.2.4 の方法、またクロロフィル a は、海洋観測指針の方法、もしくは海洋観測ガイドライン(蛍光法、日本海洋学会編)の方法による。

(2) 濁度等連続観測調査

調査海域において、濁度計等の観測器を設置して、連続観測を実施する。受託者は、別に指示する場合を除き、①観測器の設置、②20 日～1 月程度間隔の適切な時期の保守・点検、③観測器の回収を行うこと。

① 調査地点

2 地点

調査地点は別表 2 に示した、宜野座村惣慶地先及び名護市嘉陽地先の各 1 地点(合計 2 地点)を予定しているが、必要に応じて調査地点の変更等を行う可能性がある。最終的な調査地点は、環境保全課と協議の上、決定される。

なお観測部位は、表層部分(水面下 50 cm 程度)とする。

② 調査回数

調査回数：年 1 回

調査時期：令和 8 年 5 月～令和 9 年 1 月頃までの 240 日間程度を目安に連続観測を行う。

ただし、台風等の気象の影響により機器撤去が必要と判断される日数は除けるものとする。その他、調査時期は、環境保全課との協議により変更される可能性がある。

③ 観測項目

濁度、水温、塩分及びクロロフィル a の 4 項目とし、各項目とも 10 分間隔程度の連続観測すること。

設置する観測器は保護管で覆う等、光や障害物による影響をできる限り受けないようにすること。

(3) 赤土等堆積状況調査

① 検体の採取及び分析

受託者は、別に指示する場合を除き、検体の採取及び分析を行うこと。

② 調査地点

7 海域、合計 28 地点

調査地点：次の 7 海域に各 4 地点設定された地点（別表 3）。

- ①宜野座福地川河口地先、②辺野古川河口地先、③二見地先、④汀間川河口地先、
⑤嘉陽地先、⑥天仁屋川河口地先、⑦宜野座村潟原海域の 7 海域

※必要に応じて調査地点等の変更を行う可能性があるため、環境保全課と協議の上、決定する。

③ 調査回数

年 2 回

梅雨後（6～7月頃）、冬季（2月頃）の 2 回採泥すること。

④ 分析項目及び検体数

海域底質中懸濁物質含量（SPSS）

検体数：56 検体

※検体数の考え方：7 海域×4 地点×2 回＝56 検体

⑤ 測定方法

SPSS 簡易測定法

7. 考察

調査対象地域の環境について、県が提供する過年度の調査結果を含め、経時変化等の考察をすること。

8. 第十一管区海上保安本部又は海上保安署等への作業許可申請等

本業務は海域での作業を含むため、港則法に従い、受託者は、作業許可申請又は作業届出申請を所轄海上保安署等に提出すること。また受託者は必要に応じて、その他関係機関への届出・許可申請等を行うこと。

9. 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

10. 再委託の相手方の制限

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指揮監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務について、本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

11. 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・備船等

12. 成果品

成果品は下記のとおりとする。なお、成果品は全て県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、県の承諾なく他に公表したり、貸与してはならない。

(1) 報告書(A4版)・・・2部

- ・長期の使用に耐えるように通常の装丁を行うこと。
- ・報告書をPDF及びワード等の形式により、観測データ等のローデータを保存したCD-ROM等を2部提出する。なお、納品するデータ形式等については、担当職員と協議すること。

13. 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

(2) 本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に帰属するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

14. 業務遂行に当たって

受託者は、調査の計画、実施及び結果の取りまとめに当たっては、沖縄県環境保全課の担当職員と十分協議し、業務を遅滞なく円滑に実施すること。

15. 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境保全課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

16. その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは、本仕様書に記載のない細部事項については、担当職員と協議してその指示に従うこと。

別表1 水質調査採水地点の座標 (WGS84)

地点名	GPSによる定点位置					
	緯度			経度		
採水地点 No.1	26°	27′	44″	127°	59′	41″
採水地点 No.2	26°	28′	49″	128°	0′	45″
採水地点 No.3	26°	30′	10″	128°	2′	36″
採水地点 No.4	26°	30′	59″	128°	3′	55″
採水地点 No.5	26°	31′	51″	128°	4′	14″
採水地点 No.6	26°	32′	16″	128°	4′	47″
採水地点 No.7	26°	32′	44″	128°	7′	3″
採水地点 No.8	26°	33′	55″	128°	8′	48″

別表2 濁度等連続観測機器設置地点の座標 (WGS84)

地点名	GPSによる定点位置					
	緯度			経度		
濁度等連続観測地点 No.1	26°	28′	3″	127°	59′	7″
濁度等連続観測地点 No.2	26°	32′	57″	128°	6′	50″

別表3 赤土等堆積状況調査地点の座標 (WGS84)

地点名		GPSによる定点位置					
		緯度			経度		
①宜野座福地川河口地先	No.1	26°	28′	50.0″	127°	59′	23.0″
	No.2	26°	28′	44.0″	128°	0′	14.0″
	No.3	26°	28′	24.0″	127°	59′	40.0″
	No.4	26°	28′	2.9″	127°	59′	7.1″
②辺野古川河口地先	No.1	26°	31′	3.6″	128°	2′	9.0″
	No.2	26°	30′	51.2″	128°	2′	17.6″
	No.3	26°	30′	39.3″	128°	1′	59.0″
	No.4	26°	31′	10.0″	128°	1′	52.7″
③二見地先	No.1	26°	33′	12.0″	128°	2′	30.0″
	No.2	26°	32′	54.0″	128°	2′	36.0″
	No.3	26°	32′	54.0″	128°	2′	10.0″
	No.4	26°	33′	11.2″	128°	2′	2.5″
④汀間川河口地先	No.1	26°	33′	4.3″	128°	3′	53.0″
	No.2	26°	32′	56.0″	128°	3′	53.0″
	No.3	26°	32′	56.0″	128°	3′	37.0″
	No.4	26°	33′	4.3″	128°	3′	37.0″
⑤嘉陽地先	No.1	26°	32′	50.3″	128°	6′	21.3″
	No.2	26°	32′	56.9″	128°	6′	49.7″
	No.3	26°	32′	45.6″	128°	6′	26.2″
	No.4	26°	32′	33.9″	128°	6′	4.7″
⑥天仁屋川河口地先	No.1	26°	33′	59.0″	128°	8′	17.8″
	No.2	26°	34′	2.7″	128°	8′	30.0″
	No.3	26°	33′	56.1″	128°	8′	24.4″
	No.4	26°	33′	48.6″	128°	8′	20.1″
⑦宜野座村潟原海域	No.1	26°	30′	35.0″	127°	59′	58.4″
	No.2	26°	30′	22.0″	128°	0′	5.2″
	No.3	26°	30′	4.0″	127°	59′	40.0″
	No.4	26°	30′	17.0″	127°	59′	31.0″